

WTO非農産品市場アクセス交渉会合の概要

1. 日程、場所

平成17年9月21日(水)～9月22日(木) 於:WTO本部(スイス・ジュネーブ)

2. 出席者

水産庁漁政部長嶋参事官、経済産業省小川通商機構部長、鳩山参事官、外務省国際貿易課相馬企画官、財務省長谷川世界貿易機関専門官他

3. 会合の概要

(1) 関税削減方式

メキシコより、①関税削減方式に用いる方式(フォーミュラ)の係数、②途上国に対する柔軟性及び③非譲許品目の取扱いをパッケージとした提案を説明。途上国に対する柔軟性に関しては、先進国及び一部の途上国が、野心の水準(フォーミュラの係数)と柔軟性は相互に関連したものであると主張する一方、多くの途上国は、途上国の柔軟性はそれ自体独立に考慮されるべきと主張。また、パキスタンより、先進国、途上国それぞれの平均関税率を係数とするスイス方式の説明があったが、先進国及び一部の途上国からは、実質的な市場アクセスの改善につながらないと批判。

議論の結果、これら3つの要素を統合的に検討することが重要との認識の下、今後、具体的な数値を盛り込んだ関税削減方式により算出される結果について検討することとされた。

(2) 品目カバレッジ

NAMA交渉対象品目を明確にするため、共通リストを作成について、議論が行われた。

(3) 非関税障壁(NTB)

NAMA交渉で議論すべきとされたNTBについて、具体的な解決策を通報国が提示する段階に入った。我が方より、鉱物資源に係る輸出規制に関し、輸出国にも通報の義務を課す等、透明性の向上、輸入規制と輸出規制に係る規律の均衡を図るべきと主張。また、丸太の輸出税・輸出規制についても問題である旨主張。

4. 今後の日程

10月10日～14日 非農産品市場アクセス会合(予定)

11月 7日～11日 非農産品市場アクセス会合(未定)

12月13日～18日 香港WTO閣僚会合(予定)

なお、議長より、上記交渉会合以外においても、随時会合を招集するとの考えが示された。